



2026年1月8日

各 位

会 社 名 株式会社熊谷組
代表者名 取締役社長 上田 真
(コード番号：1861 東証プライム)
問合せ先 経営戦略本部 経営企画部 IR グループ部長
野坂 千博
(TEL. 03-3235-2496)

会 社 名 住友林業株式会社
代表者名 代表取締役社長 光吉 敏郎
(コード番号：1911 東証プライム)
問合せ先 コーポレート本部
コーポレート・コミュニケーション部長
水野 隆
(TEL. 03-3214-2270)

住友林業株式会社と株式会社熊谷組の株式持分比率の変更について

住友林業株式会社（以下「住友林業」といいます。）と株式会社熊谷組（以下「熊谷組」といいます。）は2017年11月9日に業務・資本提携（以下「本提携」といいます。）に関する契約を締結し、同日「住友林業株式会社と株式会社熊谷組の業務・資本提携に関するお知らせ」にて開示いたしました。以来、両社の強みを活かした協業を推進してまいりましたが、このたび、本提携関係のさらなる強化を図りつつ、資本効率の向上を目的として両社間の株式持分比率を変更することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式持分比率の変更理由

住友林業と熊谷組は、本提携を通じて技術・ノウハウの共有や新市場の開拓、付加価値の高い技術開発に取り組み、着実に成果を積み重ねてきました。一方で、資本効率を高め株主価値をさらに向上させるため、今般相互に保有している株式の一部を売却し、両社の資本関係を最適化することといたしました。売却については、両社対等に、保有株式数に対して同じ割合で実施いたします。

2. 本件取引の内容

(1) 住友林業による熊谷組株式の売却

- | | |
|----------|---|
| ① 売却予定株式 | 株式会社熊谷組 普通株式 |
| ② 売却方法 | 引受人の買取引受けによる売出し
(引受人は大和証券株式会社)
オーバーアロットメントによる売出しに伴うグリーン
ショーオプションの行使に伴う追加売却 (※) |

ご注意：この文書は、住友林業株式会社と株式会社熊谷組の株式持分比率の変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

③ 売却予定株式数	11,473,400 株（上限）（※） (発行済株式総数対比（自己株式を除く）6.6%)
④ 売却予定日（受渡期日）	2026年1月26日（月）から2026年1月29日（木） までの間のいずれかの日。（※）

（※）引受人の買取引受けによる売出しに関連して、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が、住友林業から1,496,500株を上限として借受ける熊谷組株式のオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。これに関連して、大和証券株式会社は、1,496,500株を上限として熊谷組株式を引受価額と同一の価格で住友林業より追加的に取得する権利（「グリーンシューオプション」）を、2026年2月20日（金）を行使期限として住友林業から付与される予定です。売却予定株式数は、オーバーアロットメントによる売出しが上限の株式数にて実施され、当該上限数にてグリーンシューオプションが全て行使された場合の売却株式数及び割合を示しています。また、グリーンシューオプションにおける売却予定期日（受渡期日）は、上記とは異なります。

（2）熊谷組による住友林業株式の売却

① 売却予定株式	住友林業株式会社 普通株式
② 売却方法	証券会社を通じたブロックトレードによる売却
③ 売却予定株式数	4,777,600株 (発行済株式総数対比（自己株式を除く）0.8%)
④ 売却予定期日（約定期日）	2026年1月8日（木）以降

3. 今後の提携関係

住友林業と熊谷組は、経営環境の変化に柔軟に対応し、持続的な成長を目指すため、本提携関係を一層強化するとともに、協業分野へのさらなる投資も積極的に検討・推進してまいります。引き続き、中大規模木造建築、環境緑化、海外建設・開発分野を中心に、自然素材である「木」や「緑」に関する住友林業の知見と、熊谷組の高度な土木・建築技術を融合することで、自然環境との調和が取れた社会インフラを創り上げるとともに、両社の業績拡大につなげてまいります。なお、本件実施後も引き続き本提携関係を維持することから、上記売却後の株式については保有を継続し追加の売却を行う予定はありません。また、住友林業による熊谷組株式売却後も、熊谷組は引き続き住友林業の持分法適用関連会社となります。

4. 業績への影響

住友林業について、本取引が連結業績に与える影響は軽微です。熊谷組については、本取引により投資有価証券売却益が発生する見込みのため、2026年3月期第4四半期において当該金額を特別利益に計上する予定です。詳細については、熊谷組が本日（2026年1月8日）公表した「特別利益（投資有価証券売却益）の計上及び業績予想並びに配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

ご注意：この文書は、住友林業株式会社と株式会社熊谷組の株式持分比率の変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。